

学校施設使用における注意事項について

1. 使用時には1時間につき1枚の電灯券を開放員へ提出すること。
同じ時間帯に複数団体が半面ずつ利用する場合も、各団体1時間につき1枚の電灯券が必要。
2. 冬期間（12月～3月）は1回につき1枚の暖房券を開放員へ提出すること。
同じ時間帯に複数団体が半面ずつ利用する場合も、各団体1回につき1枚の暖房券が必要。
暖房使用時間が1時間に満たない場合でも、暖房券1枚が必要となります。
暖房を使用しない場合は、利用開始時に開放員へ申し出てください。この場合、暖房券の提出は不要。
3. 練習試合、卒団式、レクレーション等の使用希望がある場合は、学校の許可を得ること。
4. 使用を中止する際は、前日までに警備会社へ連絡すること。
5. 使用を開始・終了するときは、開放員に伝えること。また、日誌の記入をすること。
6. 運動中の水分補給を除き、学校敷地内で飲食をしないこと。（おやつや軽食も食べられません。）
7. 学校敷地内（駐車場、車中を含む）および近隣の喫煙をしないこと。
8. 学校の物品や設備の破損に気が付いた際は、直ちに開放員へ報告すること。
9. 壁打ちなど、学校施設を傷つける危険のある行為はしないこと。一般のフットサル団体については、原則パス・ドリブル・フォーメーション練習のみの使用であり、ボールを強く蹴ることやシュート練習はできません。ステージ用ネットや防球ネットの設備がある学校では、必ず設置してください。
10. 学校から使用許可の無い備品を無断で使用しない、触れないこと。
11. 体育館・トイレ・水飲み場以外の場所へ立ち入らないこと。
12. 活動終了後は、必ず体育館のモップ掛け清掃およびその他の使用箇所（トイレ等）の清掃を行い原状に回復したうえで、使用時間内に学校敷地内から退出すること。（次の団体に駐車場を譲ること）
13. 下半期の使用開始初日には、学校開放使用許可申請書（3枚綴り）を開放員へ提出すること。
14. 高校生未満の方は、19時以降の使用をご遠慮ください。

【お問い合わせ】

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1 帯広市役所8階
帯広市教育委員会
生涯学習部スポーツ室スポーツ課 担当:田中(美)・岸浪
TEL: (0155) 65-4210
メール: open_school@city.obihiro.hokkaido.jp